

参考資料

令和2年度 幼稚園教育課程協議会 幼稚園における学校評価について

西部教育事務所 指導主事 南 明子

1 学校評価の目的と期待される取組と効果

- 学校は、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないものとされている。

【学校教育法 第42条（幼稚園については、第28条により準用）】

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※ 「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」では、学校種にかかわらず学校評価全体の記述については「学校」と記述している。ただし、明らかに幼稚園の特性に着目して記述している部分では「幼稚園」と記述している。

- 認定こども園は、教育及び保育、子育て支援事業の状況その他の運営の状況について評価を行い、運営の改善を図るため必要な措置を講じるよう努めなければならない、とされている。

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第23条】

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則には次のようにある。

第23条 1項 設置者は、教育及び保育、子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

第23条 2項 設置者は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第24条 設置者は、保護者、その他の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(1) 学校評価の目的

- ・各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ・各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ・各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(2) 学校評価により期待される取組と効果

- ・学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要である。

- ・学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要である。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを推進する。
- ・学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすものである。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組む。
- ・学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。

2 学校評価の形態と実施

(1) 学校評価の形態

評価の形態として、次の三つが考えられる。

①	【自己評価】	各学校の教職員が行う評価 [義務 (学校教育法施行規則第 66 条)]
②	【学校関係者評価】	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価 [努力義務 (学校教育法施行規則第 67 条)]
③	【第三者評価】	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価

(2) 学校評価の実施

① 自己評価

ア 学校の教育目標等を実現するために、重点的に取り組むことが必要な目標等の設定

- ・学校が、教育活動その他の学校運営について、目標 (Plan) - 実行 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action) という P D C A サイクルに基づき継続的に改善していくためには、まず目標を適切に設定することが重要である。

イ 自己評価の評価項目の設定

- ・重点的に取り組むことが必要な目標等の達成に向けた取組などを評価項目として設定する。また、評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するための指標や、指標の達成状況等を把握・評価するための基準を必要に応じて設定することが考えられる。その設定について検討する際の視点となる例が 12 分野 (教育課程・指導、保健管理、安全管理、特別支援教育、組織運営、研修、教育目標・学校評価、情報提供、保護者・地域住民との連携、子育て支援、預かり保育、教育環境整備) に分けて示されている。

「幼稚園における学校評価ガイドライン [平成 23 年改訂] P19-22」

また、参考として、学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の関係例を右に示す。

「幼稚園における学校評価ガイドライン
〔平成 23 年改訂〕 P27」

ウ 全方位的な点検・評価と日常的な点検

- ・あまりに重点化された目標等を指向するのみでは、学校運営全体における力点の置き方に均衡を失する可能性もあるため、日々の学校運営の中で必要に応じ幅広い「全方位型」の点検等を適宜行うことが大切である。

エ 自己評価の実施

- ・自己評価は、園長のリーダーシップの下、全教職員が参加して組織的に取り組むことが重要である。(保護者等から寄せられたアンケート等については、自己評価を行う上での資料と捉えることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。)

オ 自己評価の結果の報告書の作成

- ・重点的に取り組むことが必要な学校評価の目標や計画、その達成状況及び取組の適切さ等の評価結果や分析に加え、今後の改善方策について記述する。

カ 自己評価の結果の公表・報告書の設置者への提出

- ・自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を、広く保護者や地域住民等に公表するとともに、報告書を設置者に提出する。

キ 評価の結果と改善方策に基づく取組

- ・自己評価の結果及び今後の改善方策を、適宜具体的な取組の改善を図ることに活用する。

② 学校関係者評価

ア 学校関係者評価の在り方

- ・学校関係者評価は、自己評価の結果について評価を行うことを基本とする。学校の状況や努力が評価者に理解されるよう十分な情報提供や学校の公開を行うことが必要である。

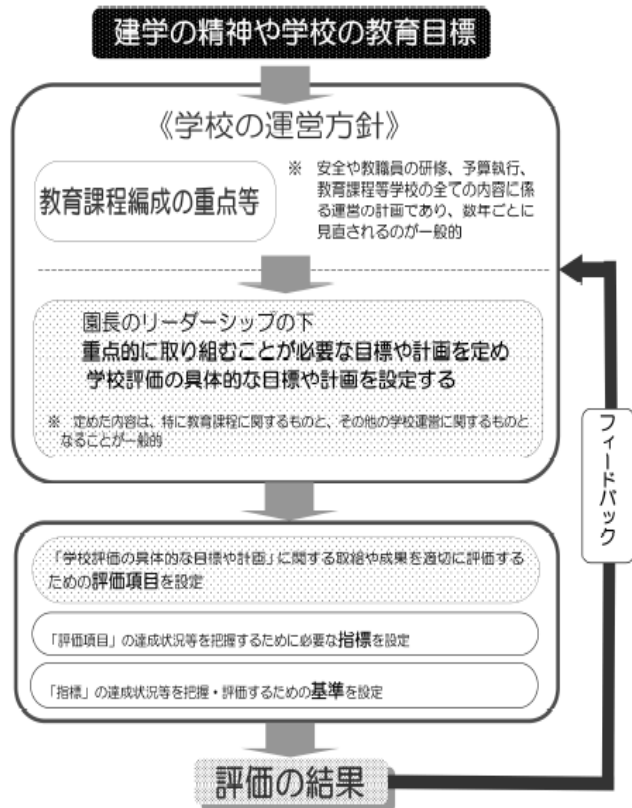
イ 学校関係者評価委員会

- ・学校に在籍する幼児の保護者を評価者に加えることを基本とする。

[学校関係者 例]

学校評議員、地域住民や地元企業関係者、青少年健全育成関係団体、警察関係者、
接続する小学校の教職員、大学の研究者 等

学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の関係例



ウ 学校関係者評価の実施

- ・学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、次の内容を評価することが考えられる。

- 自己評価の結果の内容が適切かどうか
- 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
- 重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等が適切かどうか
- 学校運営の改善に向けた取組が適切かどうか

エ 学校関係者評価の結果の報告書の作成

- ・学校関係者評価委員会等は、評価の結果を取りまとめる。

オ 学校関係者評価の結果の公表・報告書の設置者への提出

- ・学校関係者評価の結果及び今後の改善方策について、保護者や地域住民等に公表するとともに、報告書を設置者に提出する。

カ 評価の結果と改善方策に基づく取組

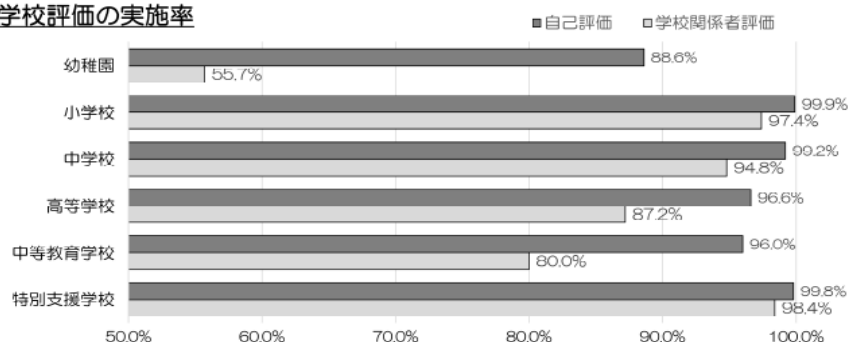
- ・自己評価及び学校関係者評価の結果及び今後の改善方策を、次年度の重点目標等の設定に反映したり、具体的な取組の改善を図ることに活用したりする。

3 学校評価の実施率

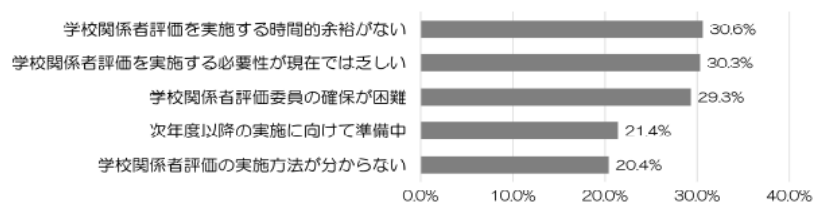
学校評価の実施率は、右のグラフの通りである。幼稚園の実施率は、他校種よりも低い。

幼稚園が学校関係者評価を実施していない理由としては、「時間的余裕がない」「必要性が乏しい」「委員の確保が困難」等が挙げられている。

学校評価の実施率



学校関係者評価を実施していない理由（幼稚園）



※ 文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」⁴

<参考資料>

文部科学省「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」

文部科学省 令和2年度幼稚園担当指導主事・担当者会議資料「都道府県協議会協議主題について」

文部科学省初等中等教育局幼児教育調査官 小久保篤子